

## 仕様書

### 1. 委託業務の内容

#### (1) 名称

労務管理に関する相談業務

#### (2) 目的

神戸市の市民サービスを向上するための取り組みとして、職員に職務遂行上の支障がある場合には、人材の育成及び公務能率の維持を図るため、その状況や原因を正確に把握するとともに、当該職員に対して適切な指導や分限処分等を行うことが必要である。また、職員に一定の義務違反がある場合には、道義的責任の追及による服務規律及び秩序の維持を図るため、当該職員に対して懲戒処分等、適切な対応を行うとともに、服務事故の再発防止に努める必要がある。

こうした職員の労務管理上の問題及び人事管理上の問題に対し、弁護士の専門的見地からアドバイスをいただくことで、問題点を明確にし、迅速かつ適切に対応することを目的とする。

#### (3) 内容

分限：個別事案（継続的な指導を要する職員への対応）に関する相談

分限処分制度を含む、人材の育成及び公務能率の維持を目的とした取り組み全般に関する相談

懲戒：個別事案（服務事故を発生させた職員への対応）に関する相談

懲戒処分制度を含む、服務規律及び秩序の維持を目的とした取り組み全般に関する相談

※なお、職員とは市長の事務部局に属するものとする。

#### (4) 方法

①面談による相談対応（月に2回、各2時間程度。）

※契約締結後、本市と協議の上、月に2回定例の相談日（例：第2火曜日、第4木曜日）を決めること。定例日に相談する案件が無い場合は、その都度、本市と調整の上、別日程で対応すること。

※定例日以外の相談については、案件が発生すれば、その都度日程調整を行う。

※緊急時を除き、複数の弁護士対応を原則とすること。

②対外的活動への出席等（必要な場合のみ。）

③電話・メール等による相談対応（必要な場合のみ。月に計2、3時間程度。）

※面談での説明用資料を事前にメールで送付する場合は、③には含まない。

## (5) 契約金額

各業務の上限金額は以下のとおりとする。

なお、交通費や郵送費などの実費については、契約期間内において累計 50,000 円（税込）を上限に別途神戸市が負担する。

①面談による相談対応 264,000 円／月（税込）

②対外的活動への出席等

経験年数10年以上の弁護士 33,000円／時間（税込）

経験年数7年以上の弁護士 27,500円／時間（税込）

経験年数7年未満の弁護士 22,000円／時間（税込）

※対外活動：労務管理上の問題を有する職員の面談への同席や、当該職員の主治医面談への同席等

③電話・メール等による相談対応 ②と同額

※複数対応・一人での対応であっても同額とする。

※相談時間は5分単位で算出する。

## (6) 契約期間

令和7年4月上旬から令和8年3月31日まで

## (7) 神戸市への報告

毎月、翌月10日まで（令和8年3月分の報告については同月31日まで）に、任意様式により「労務管理に関する相談業務従事報告書」を神戸市行財政局人事課へ提出すること。

## (8) 受託者変更に伴う書類の引き渡し

受託者が変更となった場合には、原則として、元の受託者が新たな受託者に対して、本市が元の受託者に対して提供した書類や、元の受託者が本市のために作成した書類を遅滞なく引き渡すこととする。なお、元の受託者が作成した書類で、新たな受託者に対して引き渡すことで元の受託者に業務上の支障が生じる恐れがある書類については、本市と協議の上、新たな受託者に対して引き渡さないこととする。

## 2. 委託業務の履行場所、作業場所等

原則、面談による相談対応については受託者の事務所、対外的活動への出席等については本市が指定した場所とする。

## 3. 支払方法等

「労務管理に関する相談業務従事報告書」の検査終了後、各月ごとに各業務の実績に応じた金額を支払う。